

盛岡広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月25日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1） 路線名 国見温泉線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字橋場竜川山国有林99林班ホ小班地先から小班地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年2月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月25日から同年3月25日まで
-
- 2（1） 路線名 鶉飼滝沢線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡滝沢村滝沢字巣子1560番地先から1563番地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年2月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月25日から同年3月25日まで